

## 国際共同学位に関する主要国への調査結果について

調査項目		英国	フランス	ドイツ	イタリア	米国	豪州	韓国
法令上の位置づけ	○国際JDの授与は、法令上認められているか。	法令上認められている。 「1992年継続・高等教育法(2004年改訂)」により学位授与権限が付与されている全ての大学及び学位授与機関は、JD授与を制限されていないが、chartered universities(すなわち、1992年以前から存在しているもの)については、自校の規程によりJDが授与できない場合もある。(こうした規程を改正した機関もある)	法令上認められている。(国際的パートナーシップにおける学位授与に関する2005年450号5月1日の省令第2条、第4条)	各州法によって、DD・JDを含む国際的な学修課程の開設を認める規定が存在する。そうでない場合は、大学の学修・試験規則で定められている場合もある。	法令上認められている。(2004年省令第270号第3条第10項) 「イタリアの大学は、適切な協定に基づき、本条に規定する学位をイタリアの他大学又は外国の大学と共同で授与することができる」	国内JD授与を規制する合衆国レベルの法令はない。国内JDの授与の決定は一般的に、州レベルでの法令・政策はあるかもしれないが、各大学独自でなされている。	認められている。	法令上認められている。(「国内大学と外国大学との教育課程共同運営に関する規定」第7条2項)教育課程共同運営にともなう学位授与に関する事項は高等教育法第35条及び第50条の規定を適用する。ただし、外国大学と教育課程共同運営のために必要な場合国内大学と外国大学との共同名の学位を授けられる。
	○コンソーシアム型JDの授与は、法令上認められているか。	認められている。	認められている。(例えば、エラスムス・ムンドゥス・ヨーロッパ規則)	当該形態の学位は、ドイツでは提供されていないと承知している。	同上。	同上。	豪州の高等教育の質・保証システムに適合すると判断されれば、個別に認められる。	具体的な規定はないものの、高等教育法の解釈により可能となっている。
共同プログラムの質保証	○国際JDの授与に際して、海外大学が提供するプログラムの質保証をどのようにして担保しているか。	自大学で質保証を実施。提供するプログラムの質や学位については、高等教育質保証機構(QAA)による評価によってその質が担保される。専門職能団体や資格認定団体、監査機関が該当プログラムの認可を行うこともある。	学位プログラムは政府によって認証を受けていることが必要であり、外国のパートナー機関についても、その母国において適切に認証されていることが必要である。もっとも、大学は広範なオートノミーを有しており、いったんアクレディテーションを受ければ、あとは自由に行うことができる。なお、4～5年ごとの事後評価において、共同プログラムについても評価を受けることになる。ARES(研究・高等教育評価機構)において、JDプログラムの質を評価している。	DD・JDプログラムも認証評価機関によるアクレディテーション(有効期限7年)を受け義務あり。特に、DD、JDプログラムについてはアクレディテーションの特例が定められている。	評価スキームはない。2004年省令270号では共同で学位授与することができるのは外国の「大学」とであり、各国で正規に設置された大学であることをもってプログラムへの信頼性を担保している。なお、JD又はDDの授与についての詳細は各大学の学則で規定することとしており、各国の国内法の差異を考慮してどのように学位を授与するか、その手続きを大学間協定で明確に規定しておく必要があるとされる。	質保証の方法はプログラム及び関与する大学によって異なる。一般的には、海外の大学が提供するプログラムの質保証は米国の大学と海外の連携大学との関係に一部ゆだねられている。	国際JDは「豪州の大学」の学位とはみなされないため、教育評価の結果による。また、豪州の教育機関は豪州の規制に従う。海外の大学と協定を結ぶ際には、その国の質保証や認定制度の規制に従うことになる。	大学間協定に基づくものであり、政府が実施する質保証制度はない。
ジョイント・ディグリーの有効性	○国際JD(自国の大学を含む場合)は、国内で有効な学位として認められるか。		フランスの学位に関わる限り、認められる。	上記項目の回答を参照。	認められる。	法令上の規定はない。実際には、雇用者、医薬などのライセンサー、大学などが独自に学位の有効性を判断することになる。なお、学位の有効性を判断するだけの経験や知見がない場合には、学位の有効性を判断する(民間による)サービス提供機関があり、右機関は国際JDやDDの評価レポートを発行しており、最近活用されるようになりつつある。また、各種のアクレディテーション機関も、国際JDやDDを評価の対象とするようになってきている。	有効な学位として認められる。	有効な学位として認定する。
	○国際JD(自国の大学を含まない場合)は国内で有効な学位として認められるか。	国際JDを提供する大学の所在国において、当該国際JDが学位として認められているのであれば、イギリス国内でも有効な学位として認められる。	ヨーロッパのアクレディテーションを受けているエラスムス・ムンドゥスのようなプログラムについては、自動的に有効なものとして認められる。ただし、一般的には有効性が認められるかどうかは、大学や雇用者の判断に委ねられている。フランスにはERIC-NARICセンターがあり、学生や大学、雇用者に対して他国で取得した学位のレベルの情報を提供している。	上記項目の回答を参照。	各国の正規の大学が授与した有効な学位であれば、認められる。		「豪州の大学の学位」とはみなされないため、教育評価の結果による。	有効な学位として認定する。

審査体制	○DD及びJDについて、それぞれ学位論文の審査体制はどのようになっているか	各大学によって異なる。	DD及びJDの学位論文審査体制に特に違いはない。各学位の審査・評価は各大学において決められる。	大学やプログラムごとに異なる(各週の法律の規定や大学の規則の相違)。	一般に、合同で行われる(教員がネットを通じてオンラインで審査に参加するケース等もある)。	大学やプログラムごとに異なる。	各大学の判断による。	各大学ごとに異なる。
他国での履修要件	○国際JDの場合、他の構成大学において一定期間履修(若しくは一定の単位を修得)する必要があるか。	各大学によって異なる。	法的制約はない。ポイントはプログラム構築の設計にある。	N/A	一般的に、どの構成大学も、自校に通わずに一度も顔を合わせたことのない学生に学位をだすことには抵抗があるが、教員の交換だけを行い、一方の大学のみでの履修で学位を授与するケースもあるなど、大学やプログラムにより考え方は異なる。	大学やプログラムごとに異なる。	高等教育質・基準機構(The Tertiary Education Quality and Standards Agency)及び豪州教育資格枠組み(AQF)が示す基準を満たしている限り、各大学が自ら決定権限を有する。	具体的な規制なし。
コンソーシアム型・ジョイント・ディグリー	○コンソーシアム型JDの授与に際して、多数の大学の質保証をどのようにして担保しているか。	それぞれのコンソーシアム型JDに参加する大学が責任をもってその質を保証することが求められ、提供するプログラムの質や学位授与の状況等については、英国の大学が含まれる場合にはQAAIによる教育評価活動により評価されることによ	学位プログラムは政府によって認証を受けていることが必要であり、外国のパートナー機関についても、その母国において適切に認証されていることが必要である。もっとも、大学は広範なオートミエを有しており、いったんアクレディテーションを受ければ、あとは自由に行うことができる。なお、4～5年ごとの事後評価において、共同プログラムについても評価を受けることになる。	ドイツでは該当なし。	評価スキームはない。2004年省令270号では共同で学位授与することができるのは外国の「大学」と、であり、各国で正規に設置された大学であることをもってプログラムへの信頼性を担保している。なお、JD又はDDの授与についての詳細は各大学の学則で規定することとしており、各国の国内法の差異を考慮してどのように学位を授与するか、その手続きを大学間協定で明確に規定しておく必要があるとされる。	奨学金の対象にするかどうかという観点では、アメリカの大学がアクレディテーションを受けていること、海外の大学は各母国の権限ある機関によってアクレディテーションを受けていることが求められる。	国際学位であれば、豪州の法律には規定されておらず、教育評価の結果による。	政府は特に担保しない。大学の自律的判断を認めている。
	○多数の大学(例えば、10大学、15大学)による国際JDプログラムの場合、学生が実質的に教育研究上の関係を有しない大学も学位授与に加わるようになるが、このようなケースにも学位授与を認めるのはなぜか。	て、その質が担保されている。学位論文の審査体制については、コンソーシアム型JDごとに異なる。	政府は、大学が低質又は疑問のある大学とパートナーシップを結ぶことはないことを確信している。	ドイツでは該当なし。	正規の大学がコンソーシアムを組み、事前にプログラムを検討・決定して実施している以上、問題はない。	把握していない。	同上。	N/A
	○コンソーシアム型JDの場合、学位論文の審査体制(実施場所、審査会の構成員)はどのようになっているか。		コンソーシアム型の場合でも、より多くの外国の教員が関与しており、学位の表記が異なるということを除けば、通常の場合と異なる点はない。評価は各大学で決められることになる。	ドイツでは該当なし。	一般的には合同で行われる。(ネットを通じてオンラインで審査に参加するケースもある)	大学やプログラムごとに異なる。	法令上の規制はない。各コンソーシアムにおいて判断。	各大学ごとに異なる。
予算措置等	○国際DD、国際JDを推進するような政策(予算措置、制度etc)はあるか。	各高等教育機関は、エラスムス・ムンドゥスなどのプログラムに自律的に参加している。	二国間あるいは欧州連合の枠組みでの大学間協力に対する財政的な援助及び奨学金の提供。	ドイツ学術交流会(DAAD)による助成 ・エラスムス・ムンドゥスによる助成 ・財団等による助成 等	海外教員の受入れや大学間協定の交渉開始については、特別予算が組まれている。2012年の大学通常予算は70億8千万ユーロで、150万ユーロが海外の教授等を採用する際の補助に、300万ユーロが大学の国際化をサービス教育研究の特別なインシアティブの補助に充てられている。	ない。ただし、大学間連携や単位互換を推進するような4つのgrant programを支援しており、結果的にJD/DDにつながるものと考えている。	ない。	ない。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国内における批判的見解等</p>	<p>○国際DD、国際JDに対して否定的・批判的な見解はあるか。ある場合、どのような意見か。</p>	<p>英国においては、学位の授与はそれぞれの大学が責任を持って行うことが基本であるという考え方が基本。DDについては、より多くの科目履修が必要となり、大学間の移動を伴うことから、時間、費用の面でコストを強いることになるのが懸念される。JDについては、大学間で共同して質を担保していくことが必要であり、それぞれの国の基準を両方満たしていることが必要となるので、一部のメディカルプログラムや音楽プログラムなどのコストがかかり教員の確保が難しいプログラムを除けば、ニーズはあまりないのではない。</p> <p>英国の大学が国際DDや国際JDに参加することは、結果として、英国の大学のリソース(教員のワークロード、費用)等を他国の大学に分配することにもつながりかねないことについて憂慮する声がある。他国の大学については十分な情報がないため、国際的に評価の高い大学との連携でなければ、あまり評価されないのではない。</p>	<p>批判は若干あり、主にはプログラムで用いられている言語についてである。ただし、批判よりも、財政的問題や言語の問題など、実際に立ち上げに際しての課題の方が大きな問題である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修生を雇用する企業側に複数の学位を求める需要があるか</li> <li>・複数分野の学位を同時に学ぶのではなく、学生は特定の専攻分野に集中したいのではないか、</li> <li>・アメリカの大学は複数学位にほとんど関心がない。大学自身に利益がない上、コストが高くつく。</li> <li>・学生、教員にとって極めて費用がかかり、ハードルが高い。費用対効果が適切か。</li> <li>・JDは広範囲な国際化というよりは、限られた極めて高い資格を備えた学生集団にのみ属するもの。</li> </ul>	<p>イタリアの場合、大学の学位は基本的に学術学位であり、医師や建築士等の職業資格を得るためには別途国家試験を受験する必要があるが、他国では大学の学位が学術学位かつ職業学位でもある国もあり、学位の性格が異なることから特にJDの場合には問題が生じる。これが整理できずに結局JDをあきらめDDとしたようなケースもあり、関係者の中には苦勞してJDプログラムを創設する必要はあるのか、DDで十分ではないかというような意見も聞かれる。大臣や政治家は大学の国際化を認みJDの推進に熱心だが、担当者レベルでは、JDは両学長のサインを取るための事務の繁雑さや教員交流の難しさなどから人気がなくなりつつあるという見方もある。政府が本気でJDを進めたいのであれば、省令の解釈に頼るのではなく法律でしっかりJDを明記すべきではないのか、そういった措置も執らずに本気で推進を考えているのか、という厳しい批判もある。</p>	<p>JDが盛んになってきたのは最近であり、米国ではまだ新しい現象である。関心は多く示されているが、実際には、多くの不明点や課題がある。</p>	<p>ない。ただし、国際JD・DDは比較的新しい問題であり、継続するためにはかなりの水準の学問的、行政的関与が必要。</p>	<p>未だ現在の運営が未整備な状況にあること。</p>
---	--	--	---	---	---	--	--	-----------------------------